

「新宿区第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画（平成27年度～平成29年度）」素案から計画案への主な変更点

第Ⅰ章 計画改定の基本方針

「1 計画改定の基本方針」の文言修正

※東京都「路上生活者概数調査」平成27年8月調査結果による修正

計画案 (P 3ほか)	素案 (P 3ほか)
<p>次の箇所のホームレス数は、パブリック・コメント期間中に公表された平成27年8月の東京都「路上生活者概数調査」の調査結果を反映し、記載しました。</p> <p>平成27年8月調査によるホームレス数 東京23区全体807人 新宿区内99人</p> <p>第Ⅰ章 計画改定の基本方針                      1 計画改定の基本方針 P 3</p> <p>第Ⅱ章 ホームレスの現状                      1 ホームレス数 P 1 1                      (2) 東京都全体のホームレス数 P 1 4                      (3) 東京23区のホームレス数                      ①東京23区別のホームレス数 P 1 5                      ②東京23区全体と新宿区のホームレス数の経年推移 P 1 5                      (4) 新宿区のホームレス数                      ①新宿区内のホームレス数の内訳と経年推移 P 1 6                      ②施設別ホームレス数 P 1 7                      4 路上生活者対策施設利用者の状況 P 2 6                      1 東京23区内路上生活者数（路上生活者概数調査）</p> <p>第Ⅲ章 これまでのホームレス問題への取組と課題                      2 新宿区の取組                      (7) 公共施設の適正管理 P 5 9</p>	<p>次の箇所のホームレス数は、平成27年1月の東京都「路上生活者概数調査」による調査結果に基づき、記載しました。</p> <p>平成27年1月調査によるホームレス数 東京23区全体778人 新宿区内70人</p> <p>第Ⅰ章 計画改定の基本方針                      1 計画改定の基本方針 P 3</p> <p>第Ⅱ章 ホームレスの現状                      1 ホームレス数 P 1 1                      (2) 東京都全体のホームレス数 P 1 4                      (3) 東京23区のホームレス数                      ①東京23区別のホームレス数 P 1 5                      ②東京23区全体と新宿区のホームレス数の経年推移 P 1 5                      (4) 新宿区のホームレス数                      ①新宿区内のホームレス数の内訳と経年推移 P 1 6                      ②施設別ホームレス数 P 1 7                      4 路上生活者対策施設利用者の状況 P 2 6                      1 東京23区内路上生活者数（路上生活者概数調査）</p> <p>第Ⅲ章 これまでのホームレス問題への取組と課題                      2 新宿区の取組                      (7) 公共施設の適正管理 P 5 9</p>

第Ⅱ章 ホームレスの現状

「1 ホームレス数」の文言修正

「1 ホームレス数」の文言修正

※区民からの意見の反映 P2-No7

計画案 (P 1 1)	素案 (P 1 1)
<p>新宿区のホームレス数は、東京都の「路上生活者概数調査」では、平成16年8月に1,102人、東京23区で最多の状況でした。                      その後、支援の取組により漸減傾向が続き、平成19年8月に一時的に増加しましたが、平成27年1月には70人と東京23区で4番目、平成27年8月の調査では99人となり、東京23区で3番目となっています。</p>	<p>新宿区のホームレス数は、東京都の「路上生活者概数調査」では、平成16年8月に1,102人、東京23区で最多の状況でした。                      その後、支援の取組により漸減し、いわゆる「リーマンショック」による経済状況の悪化で平成19年8月に一時的に増加しましたが、平成27年1月には70人と東京23区で4番目となるまで数が減少しています。</p>

「1 ホームレス数 (2)東京都全体のホームレス数」の追記

※区民からの意見の反映 P2-No8

計画案 (P14)	素案 (P14)
※( )内は、平成21年1月調査の数値です。「路上生活者概数調査」は、昼間の巡回による目視で確認した数値です。国が管理する河川のホームレス数を含みません。	※( )内は、平成21年1月調査の数値です。「路上生活者概数調査」は、国が管理する河川のホームレス数を含みません。

「1 ホームレス数 (4)①新宿区内のホームレス数の内訳と経年推移」の追記

※区民からの意見の反映 P2-No11

計画案 (P17)	素案 (P17)
新宿区は、東京23区全体に比べると、減少率が大きいといえます。また、公園に起居するホームレスの比率が減少しています。	新宿区は、東京23区全体に比べると、減少率が大きいといえます。

「2 ホームレスの実態 (2)東京都内における『住居喪失不安定就労者』の状況について」

※区民意見を受けての補記

計画案 (P22)	素案 (P22)
調査の結果、ネットカフェ等を週の半分以上オールナイト利用する住居喪失者は全国に約5,400人、そのうち東京23区内に約2,000人いるものと推計されています。そのうち、住居喪失非正規労働者は、全国で2,700人、東京23区内に1,400人いると推計されます。	調査の結果、ネットカフェ等を週の半分以上オールナイト利用する住居喪失者は全国に約5,400人、そのうち東京23区内に約2,000人いるものと推計されています。

「4 路上生活者対策施設利用者の状況 3『全国調査(実態調査)』による東京23区内路上生活者の年齢構成」

※区民意見を受けての補記

計画案 (P27)	素案 (P27)
平成19年度 「全国調査(実態調査)」 全国のホームレス数 18,564名 東京23区内ホームレス数 4,213名	平成24年度 「全国調査(実態調査)」 全国のホームレス数 8,265名 東京23区内ホームレス数 2,134名
平成19年度 「全国調査(実態調査)」 全国のホームレス数 18,564名	平成24年度 「全国調査(実態調査)」 全国のホームレス数 8,265名

### 第三章 これまでのホームレス問題への取組と課題

「1 都区共同事業による取組 (1) ④緊急一時保護事業(緊急一時宿泊事業)」の追記

#### 第VI章「11 用語説明」

「緊急一時宿泊事業」の全文追記

※区民からの意見の反映 P5-No21

計画案 (P39、P185)	素案 (P39、P173)
<p>1 これまで開設した125戸において、平成21年12月から平成26年3月末までに延べ2,622人が緊急一時宿泊事業を利用し、うち27.3%(716人)が就労自立しています。</p> <p>2 住居喪失不安定就労者に対する支援として一定の成果を上げました。</p> <p>3 本来の目的の住宅資金給付事業等の利用が見込まれる方への宿泊援護が減少し、現に就労し、又は就職が決定している方等の利用が主となったため整理・統合されることとなり、平成27年3月に終了しました。</p> <p>第VI章「11 用語説明」 緊急一時宿泊事業 東京都と東京23区が共同で実施した自立支援システムの事業のひとつ。平成21年12月から路上生活者になるおそれのある失業者等に、アパート等を借り上げ、一時的な宿泊援護等を実施した。本来の目的の住宅資金給付事業等の利用が見込まれる方への宿泊援護が減少し、現に就労し、又は就職が決定している方等の利用が主となったため整理・統合されることとなり、平成27年3月に終了した。</p>	<p>1 これまで開設した125戸において、平成21年12月から平成26年3月末までに延べ2,622人が緊急一時宿泊事業を利用し、うち27.3%(716人)が就労自立しています。</p> <p>2 住居喪失不安定就労者に対する支援として一定の成果を上げています。(平成27年3月末で事業終了。)</p> <p>第VI章「7 用語説明」 記載なし。</p>

### 第三章 これまでのホームレス問題への取組と課題

「2 新宿区の取組(4)【緊急対応型】①民間宿泊所の借上げ：給食宿泊場所の確保【平成8年度～】」の文言修正

区民からの意見の反映 P5-No23

計画案 (P50)	素案 (P50)
<p>新宿区内には新たなホームレスが絶えず流入しているため、確保しているベッド数を平成27年度から1日あたり23床にしています。</p>	<p>相談者の増加により、確保しているベッド数を平成27年度から1日あたり23床確保しています。</p>

**第三章 「これまでのホームレス問題への取組と課題」に係る資料掲載**

**第VI章 資料**

**「8 新宿区のホームレス事業に関する事業費等の推移」の全文追記**

※区民からの意見の反映 P6-No32

【資料 1】 計画案 (第三章全体、P177)	素案 (P61)
第VI章「資料」に決算額等を掲載します。  第VI章 資料 「8 新宿区のホームレス事業に関する事業費等の推移」を掲載します。	記載なし。

**第四章 ホームレス問題の解決に向けたこれからの取組**

**「3 具体的な施策の推進」の内容整理**

※区民からの意見の反映 P8-No37

計画案 (P73、P74)	素案 (P74)
「ホームレスの三つのタイプと3つの改定ポイント」 [タイプ1] 概ね50歳以上で、ホームレス生活が長期化した層 …ポイント1 固定・定着化が進む高齢層に対する支援 …ポイント3 再路上化への対応 [タイプ2] 概ね50歳以下で、傷病・障害あるいは過去の生育歴・職歴等から、社会関係の再構築も必要な層 …ポイント2 若年化しつつある層に対する支援 …ポイント3 再路上化への対応 [タイプ3] 概ね50歳以下を中心に、仕事と住宅が確保できれば、すぐにも自立ができる層 …ポイント2 若年化しつつある層に対する支援 …ポイント3 再路上化への対応	「ホームレスの三つのタイプ」(再掲) [タイプ1] 概ね50歳以上で、ホームレス生活が長期化した層 [タイプ2] 概ね50歳以下で、傷病・障害あるいは過去の生育歴・職歴等から、社会関係の再構築も必要な層 [タイプ3] 概ね50歳以下を中心に、仕事と住宅が確保できれば、すぐにも自立ができる層

**「3 具体的な施策の推進」の追記**

※区民からの意見の反映 P8-No39

計画案 (P74~P84)	計画案 (P74~P84)
※ ( ) 内は事業主体や連携先です。区の委託事業は(民間団体)を省略します。	記載なし。

**「3 具体的な施策の推進」の追記**

※区民からの意見の反映 P10-No51

計画案 (P87)	素案 (P87)
<p>子どもたちに対しては、教育委員会や青少年育成委員会などを通じて、第Ⅲ期推進計画を紹介するなどにより、近年のホームレスへの暴行事件には、ホームレスに対する偏見や差別意識が根底にあることを考える機会を作り、人権啓発を図ります。また、*職業意識の醸成に努めることにより、社会的にも経済的にも自立する意思を育んでいきます。</p>	<p>また、教育委員会や青少年育成委員会などを通じて、第Ⅲ期推進計画を紹介するなど、子どもたちに対する人権啓発や*職業意識の醸成に努めます。</p>

**「4 ホームレスのタイプ・段階的支援イメージ」の内容整理**

※区民からの意見の反映 P9-No44

計画案 (P89~P91)	素案 (P89~P91)
<p>〔タイプ1・3〕のイメージ図に、自立支援システムの緊急一時保護事業、自立支援事業、自立支援住宅を記載します。あわせて、第Ⅳ章「3 ホームレスの三つのタイプと3つの改定ポイント」を踏まえて、〔タイプ3〕のイメージ図に「再び路上生活に戻らないために」を記載します。また、〔タイプ2〕のイメージ図に記載されていた緊急一時保護事業等を削除します。</p>	<p>〔タイプ1、タイプ3〕イメージ図に緊急一時保護事業等の記載がなく、〔タイプ2〕イメージ図に記載されている。</p>

**第Ⅳ章「ホームレス問題の解決に向けたこれからの取組」に係る資料掲載**

**第Ⅵ章 資料**

**「8 新宿区のホームレス事業に関する事業費等の推移」の全文追記**

※区民からの意見の反映 P10-No52

計画案 (第Ⅳ章全体、P177)	素案 (P61)
<p>第Ⅵ章「資料」に予算額等を掲載します。</p> <p>第Ⅵ章 資料 「8 新宿区のホームレス事業に関する事業費等の推移」を掲載します。</p>	<p>記載なし。</p>

## 第V章 計画の推進等

### 「1 計画の推進体制」の追記

※区民からの意見の反映 P10-No53

計画案 (P95)	素案 (P95)
(1) 庁内体制 (2) 国・東京都・東京23区との連携の推進 ホームレス問題について広域的な都市問題としての解決を図り、都区共同事業を推進するために、今後も国・東京都・東京23区との連携に努めます。 (3) 就労・医療等関係機関との協力体制づくり (4) NPO等支援団体との連携強化	(1) 庁内体制 (2) 就労・医療等関係機関との協力体制づくり (3) NPO等支援団体との連携強化

## 第VI章 資料

### 「1 第Ⅲ期推進計画策定委員会」の全文追記

※区民からの意見の反映 P11-No56

計画案 (P99)	素案 (記載なし)
第VI章「1 第Ⅲ期推進計画策定委員会」を掲載します。	記載なし。

## 第VI章 資料

### 「7 新宿区のホームレス自立支援等の経緯」の文言修正

民からの意見の反映 P11-No57

計画案 (P173)	素案 (P169)
平成11年7月 厚生省	平成11年7月 厚生労働省

### 「7 新宿区のホームレス自立支援等の経緯」の文言修正

※区民からの意見の反映 P11-No58

計画案 (P174)	素案 (P170)
平成13年10月 新宿区議会「ホームレス対策特別措置法の制定に関する意見書」を国に提出	平成13年10月 新宿区議会「総合的な路上生活者対策を求める意見書」を国に提出

## 第VI章 資料

「9 第III期推進計画の事業と事業主体、対象タイプ一覧」の全文追記

※区民からの意見の反映 P8-No38

計画案 (P181)	素案 (記載なし)
第VI章 資料 「9 第III期推進計画の事業と事業主体、対象タイプ一覧」を掲載します。	記載なし。

## 第VI章 資料

「10 生活困窮者自立支援法に基づくアセスメント項目一覧」の全文追記

※区民からの意見の反映 P7-No34

計画案 (P183)	素案 (P76~P77)
第VI章 資料 「10 生活困窮者自立支援法に基づくアセスメント項目一覧」を掲載します。	記載なし。

## 第VI章 資料

「10 生活困窮者自立支援法に基づくアセスメント項目一覧」の全文追記

※区民からの意見の反映 P11-No59

計画案 (P183)	素案 (記載なし)
第VI章 資料 「10 生活困窮者自立支援法に基づくアセスメント項目一覧」を掲載します。	記載なし。

## 「11 用語説明」

「介護人材育成確保緊急対策事業の文言修正

※区民からの意見の反映 P11-No60

計画案 (P185)	素案 (P173)
ホームヘルパー2級(平成25年度から介護職員初任者研修講座)の資格取得支援	ホームヘルパー2級の資格取得支援

「11 用語説明」

「若年化しつつある層」の全文追記

※区民意見を受けての補記

計画案 (P 1 8 6)	素案 (記載なし)
<p>第VI章「11 用語説明」 若年化しつつある層 本計画の「若年化しつつある層」とは、従来、ホームレスの大部分を占めていた路上生活者が高齢化していくなかで、新たにホームレスとなり、また、ホームレスとなるおそれがある、いわゆる「若年層」を指す。 国の基本計画では、「若年層」を45歳以下の層としているが、策定委員会において、①「若年層」には40歳前後と20歳前後の層があり、一括りに「若年層」とすると混乱が生じる。②若年層＝見えにくいホームレスではない、という議論があり、「若年層」の表現を「若年化しつつある層」とした。</p>	<p>第VI章「7 用語説明」に記載なし。</p>

第VI章 資料

「11 用語説明」

「住宅手当」の全文追記

※区民からの意見の反映 P6-No28

計画案 (P 1 8 6)	素案
<p>第VI章「11 用語説明」 住宅手当 平成21年10月から開始した住宅手当は、平成25年4月に住宅支援給付となり、平成27年4月より生活困窮者自立支援法の住居確保給付金として実施している。</p>	<p>第VI章「7 用語説明」に記載なし。</p>

「11 用語説明」「新宿区とNPO等支援団体の独自調査」

「新宿区とNPO等支援団体の独自調査」の全文追記

※区民からの意見の反映 P2-No10

計画案 (P 1 8 7)	素案 (記載なし)
<p>第VI章「11 用語説明」 新宿区とNPO等支援団体の独自調査 新宿区は平成21年1月21日に、NPO等支援団体は平成20年12月19日に、それぞれ夜間の独自調査を行い、新宿駅西口・東口周辺で300人前後のホームレスを確認した。二つの調査と、同時期に新宿区全体で昼間に確認した東京都の概数調査を比較すると、新宿駅西口・東口周辺の調査だけでほぼ同数であり、夜間に地下街などで相当数のホームレスが寝泊りしていることが推測された。</p>	<p>第VI章「7 用語説明」記載なし。</p>

## 第VI章 資料

### 「11 用語説明」

#### 「都区共同事業による公的な既存資源」の全文追記

※区民からの意見の反映 P9-No43

計画案 (P188)	素案 (記載なし)
第VI章「11 用語説明」 都区共同事業による公的な既存資源 厚生関係施設や自立支援住宅を指す。	第VI章「7 用語説明」に記載なし。

## 第VI章 資料

### 「11 用語説明」

#### 「見えにくいホームレス」の追記

※区民からの意見の反映 P11-No61

計画案 (P189)	素案 (P176)
第VI章「11 用語説明」 路上等に起居する「見える」ホームレスに対して、ネットカフェやサウナ等の住居ではない所に起居している人を「見えにくい」ホームレスという。主として不安定な就労や求職活動をしている人が多い。ホームレスの新規流入層は、これらの見えにくい居所を経由してから路上へ来る場合も少なくない。	第VI章「7 用語説明」 路上等に起居する「見える」ホームレスに対して、ネットカフェやサウナ等の住居ではない所に起居している人を「見えにくい」ホームレスという。主として不安定な就労や求職活動をしている人が多い。